

▼ 各地区の申告受付日 ▼

2月		3月	
16日 木	上町・仲町	1日 水	唐沢・上野東
17日 金	上台	2日 木	上野一
18日 土	土曜開庁相談日	3日 金	上野二
20日 月	河原・新宿	4日 土	土曜開庁相談日
21日 火	本町	6日 月	大谷・成瀬
22日 水	越生東一	7日 火	西和田
23日 木	越生東二	8日 水	如意・如意東・しらさぎ
24日 金	大満	9日 木	黒岩
25日 土	土曜開庁相談日	10日 金	鹿下・古池
27日 月	小杉	11日 土	土曜開庁相談日
28日 火	黒山・龍ヶ谷	13日 月	津久根・麦原
		14日 火	上谷・堂山
		15日 水	(予備)

申告会場と時間等

場 所 役場2階会議室

受付時間 平 日：午前9時～11時、午後1時～4時

土曜日：午前9時～11時

※2月22日・23日は税理士の無料申告相談を行います。

申告期間は 2月16日 ～3月15日

町県民税、所得税の申告は左表のとおり申告受付を行います。指定日に来られない場合は、別の日に申告することも可能です。比較的、午後は空いています。

医療費控除や住宅借入金等特別控除などによる還付申告は、1月4日から税務署で行うことができます。

次の申告は税務署での受付です

- 土地・建物・株、ゴルフ会員権などの譲渡所得
 - 認定長期優良住宅や特定増改築などの住宅借入金特別控除
 - 青色申告
 - 平成27年分以前の所得税の申告
 - 雑損控除を受ける方
 - 源泉徴収の対象とならない公的年金等（外国で支払われる年金）の受給者
- ※その他、申告の内容によっては税務署へ直接申告をお願いする場合があります。

税務課からのお願い

申告に関する問い合わせは、2月15日以前にお願いいたします。申告期間中は税務課窓口でお待たせしたり、お答えが遅くなったりする場合があります。また、土曜日の申告は、内容によって税務署への確認や対応する職員の数が少ないため、再度来庁してもらう場合があります。そのため、平日に来庁するか、ご自身で申告書を作成し郵送するよう、ご協力をお願いします。

町民課からのお願い

国民健康保険に加入している16歳以上の方は、毎年申告する必要があります。国民健康保険税の所得割額は、前年の所得を基に決定されますので、正確な算定のために正しい申告をお願いします。また、高額療養費の支給や入院時の食事代など、所得に応じて軽減措置を設けていますが、申告しない場合、軽減を受けられない可能性がありますので、申告期間内に忘れずに申告してください。

申告に必要なもの

- ① 役場または税務署から送付された申告書（送付されている方のみ）
- ② マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード（通知カードの場合は免許証、パスポート等の本人確認書類が必要です）
- ③ 印鑑
- ④ 給与所得・年金所得のある方は、源泉徴収票（原本）
- ⑤ 事業所得・不動産所得のある方は、収支内訳書、収入金額、必要経費のわかる帳簿類・領収書など
- ⑥ 収支内訳書は、帳簿などから事前に作成してください。
- ⑦ その他の所得者は、平成28年中の収入（所得）内容がわかる書類
- ⑧ 平成28年中に支払った各種関係書類

問 町民課 国保年金担当
TEL 内線 121・122

軽減が適用されるのは、世帯主（国保に加入していない世帯主を含む）と国保加入者全員が所得の申告した世帯に限られます。

○社会保険(国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・国民年金保険料等)の領収書や証明書など

付申告予定の方
⑨本人または扶養親族が障がい者の場合は、身体障害者手帳など

○生命保険・地震保険の控除証明書

○寄附金控除を受ける方は、寄附をした際の領収書

○医療費控除を受ける方は、平成28年中にかかった医療費の領収書や保険で補填された場合はその金額がわかる書類など(詳しくは参考をご覧ください)

※医療費の領収書は、事前に個人・医療機関ごとにまとめ金額を集計してください。

○初めて住宅借入金等特別控除を受ける方は住民票、借入金の年末残高証明書、売買(請負)契約書、土地(家屋)登記事項証明書

※次に該当する住宅借入金等特別控除は、税務署へ直接申告してください。

▽増改築、認定長期優良住宅の新築等、住宅借入金を連帯債務、ローンの借り換え、マイホームを譲渡した方、中古住宅を購入した方

⑧申告者本人名義の口座番号の分かる資料(所得税の還

付申告予定の方)

⑨本人または扶養親族が障がい者の場合は、身体障害者手帳など

⑩学生は、学生証

※扶養親族がいる場合は、全員のマイナンバーカードまたはマイナンバー通知カードが必要です。

参考…医療費控除について

自分や家族などのために、平成28年1月から12月までに支払った医療費の合計金額が10万円(その年の所得が200万円未満の方は所得の5%)を超えた場合は、医療費控除を受けることができます。

○医師や歯科医師による診療代・治療代

○治療や療養に必要な医薬品の購入費(薬事法に規定されているもの)

○診療などで、電車やバスなどの公共交通機関を使用した場合の交通費

○6か月以上寝たきりの状態で、医師の治療を受けている人のおむつ代(おむつ使用証明書が必要)

○介護保険制度の下で提供さ

れている一定のサービスの(領収書に医療費控除対象額が記載されています)

対象にならない例

○インフルエンザなどの予防接種費

○健康診断や人間ドックの診断料(健康診断の結果、引き続き治療を受ける場合は、医療費控除に含まれます)

○自家用車で通院した場合のガソリン代や駐車場代

○血圧計や体温計などの健康維持のための器具購入費用

○風邪予防のうがい薬や栄養ドリンク・サプリメント代

○文書料(診断書料)

※詳しくは、国税庁ホームページにある「タックスアンサー」をご覧ください。

町民税の申告

町から町民税の申告書が届いた方へ(発送は2月上旬)

収入がなかった方は、必要事項を記入し、郵送でも提出できます。税務署から発送される申告書は、税務署へお問い合わせください。

問 税務課 課税担当

TEL 内線 134・135

所得税等の確定申告

●所得税・復興特別所得税の還付申告

次の①～③の方で源泉徴収された税金が納めすぎになっているときは、確定申告により税金が戻ってくる場合があります。

①源泉徴収されている原稿料・配当金などが少額で、その他の所得も少ない方

②給与所得者で、雑損・医療費・寄附金・住宅借入金等特別控除等を受ける方

③平成28年中に中途退職し、その後年末調整を受けられなかった方

●申告期間について

▼所得税・復興特別所得税の確定申告

申告期間 2月16日(木)～3月15日(水)

納付期限 3月15日(水)

▼消費税・地方消費税(個人事業者)の確定申告

申告・納付期限 3月31日(金)

▼贈与税の申告

申告期間 2月1日(水)～3月15日(水)

納付期限 3月15日(水)

税務署からのお知らせ

●確定申告書等作成コーナーが便利です

役場や税務署の申告会場は混雑します。国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を使えば、自宅で申告書が作成でき、税務署へ添付書類とともに郵送等で提出できます。画面の案内に従い金額等を入力すれば税額などが自動計算され、申告書を作成できます。e-taxでも送信できます(事前準備が必要)。

※昨年から東上パールの申告相談は終了しました。

●川越税務署の確定申告受付期間

2月16日(木)～3月15日(水)

※土・日曜日除く(2月19日、26日の日曜日は実施します)

時間 午前9時～午後5時

場所 川越税務署

受付内容 事業所得、不動産所得、青色・白色申告、譲渡所得、医療費控除、住宅借入金特別控除など

問 川越税務署

TEL 235・9411

F 350・8666 川越市

並木 4522

9